



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	小野, 智昭
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	乙第7096号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77998
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Tomoaki_ono_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野名称 博士（農学） 氏名 小野 智昭

審査担当者	主 査	教 授	柳村 俊介
	副 査	教 授	坂下 明彦
	副 査	准教授	東山 寛（本学経済学院）
	副 査	講 師	小松 知未

学 位 論 文 題 名

集落営農組織の経営構造と法人形態の選択に関する研究

本論文は本文 176 ページ（目次 4 ページを含む）、図表 67、参考・引用文献 205 からなり、和文で書かれている。他に参考論文 6 編（うち査読付き論文 3 編）が添えられている。

本論文は、わが国水田農業の担い手である集落営農組織を対象に、経営構造や法人形態等の分析を通じてその展開をとらえるとともに、現行法制度に適合的な法人形態を提示することを目的としている。

序章では課題と分析方法について説明している。都府県の水田農業では農家の減少が続くものの大規模農家経営が成長せず、地域農業の担い手として農家協業による集落営農組織が広く形成されている。当初、農家の補完組織として設立された集落営農組織はやがて自ら農業生産を行う農業経営体となり、さらに法人化に向かう。本論文は、(1)集落営農組織の経営構造について統計個票の分析を行い、企業形態論の観点から他の組織経営体と比較する、(2)集落営農組織が一般に農事組合法人形態をとる事実に着目し、構成員数・運営方式・資本構成等の視点から法人形態の選択について分析することに課題を設定した。

第 1 章では農業法人制度と集落営農政策の変遷を論じた。その要点は次の 2 つである。第 1 に、農業独自の法人制度である農事組合法人制度は、要件を緩和しつつ、農民の協業組織としての理念を保持している。第 2 に、集落営農政策は農地政策と連結した担い手政策として開始され、当初は法人化を強制したが、水田経営所得安定対策の開始後、担い手政策単独で実施されるようになり、法人化の強制が事実上廃止された。

第 2 章では稲作組織経営体における集落営農組織の位置づけと生産性を分析している。2000 年以降、稲作の組織経営体の多くを集落営農組織が占め、水田借地全体の 3 割を集積し、機械所有率の向上や法人化が示すように経営体の内実を備えるようになる。そして稲作の組織経営体が大規模層ほど土地生産性の低下を示すのに対し、集落営農組織では労働生産性と土地生産性が併進する正常な生産力発展が見られることを指摘した。

第 3 章と第 4 章は企業形態論からの集落営農組織の経営構造分析である。まず第 3 章で

は組織類型の動態を分析した。農業経営を行う集落営農組織について5類型、農家補完組織についても5類型を設定し、集落営農実態調査個票を用いて12年間の類型別組織数の変化を分析した。農家補完組織から農業経営体へ移行するとともに、法人化に伴って経営・労働・資本が一体である類型（販売集落一農場型、協業組織型）に収斂する傾向を析出した。

第4章では、中小企業研究の手法を援用して組織経営体と集落営農組織の企業形態を分析した。7つの企業形態（個人経営、零細企業等）を設定し、2015年農業センサス個票を用いて組織経営体全体を把握した。園芸・畜産等では株式会社形態をとる零細企業・小企業・中企業が存在し、雇用労働に依拠する資本制企業が形成されている。他方、集落営農組織については非法人ないし農事組合法人形態をとり、常雇のいない零細経営・集団経営が多数を占める。株式会社形態をとるものは少人数雇用の零細企業・集団企業が多いが、一部に雇用労働に依拠する小企業・中企業の資本制企業が存在することを指摘した。

第5章と第6章は集落営農組織の法人形態選択についての分析である。第5章では集落営農法人の運営方式と法人形態の選択について事例間の比較を行った。集落営農組織には構成員数の点で少数有志型と集落ぐるみ型がある。運営方式（1人1議決権の組合方式と1株1議決権の資本方式）と合わせて4類型に区分して比較した。その結果、組合方式の集落ぐるみ型法人のうち株式会社形態の法人では運営方式上の課題は生じないが、農事組合法人形態の法人では、農地集積が進展した場合に業務執行権の明確化、意志決定の迅速化等の運営方式上の課題が生じることから、集落ぐるみ型の法人化に際しては議決権とともに法人形態の選択が課題となること等を指摘している。

第6章では、協同組合と同様の株式会社制度を設計する可能性を、会社法と協同組合原則に基づいて検討している。定款自治が大幅に認められた非公開株式会社制度においては、協同組合原則の第1原則（加入脱退の自由）、第2原則（1人1議決権等）、第3原則（出資配当制限等）が示す内容の大半を定款に規定することが可能としている。

終章では各章を要約したうえで、集落営農組織の法人形態について検討している。少数精鋭型で雇用労働依存型の組織は資本方式の株式会社形態を選択するが、多くは法人形態を問わず人的組織の運営方式である1人1議決権の組合方式を採用する。特に集落ぐるみ型で農事組合法人形態を選択する場合、理事会権限が明確でないことによる運営方式上の課題が生じやすい。その解決に向け、集落ぐるみ型の法人形態として組合方式の株式会社形態が適していること、非公開会社制度の定款自治を活用して協同組合原則を採用した制度設計に努めるべきことを提唱した。

集落営農組織の研究は盛んに行われてきたが、統計個票を用いて詳細な大数観察を行い集落営農組織の企業形態類型の分布を把握した点、集落営農組織の法人形態選択について実態を詳細に分析し問題解決の方向を示した点で、本論文はこの分野の研究水準を大きく引き上げるものと評価できる。よって、審査委員一同は小野智昭が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有すると認定した。